

第 2 次美濃加茂市地域公共交通網形成計画
一 部 改 正 (案)

令和 5 年 月
美濃加茂市地域公共交通活性化協議会

目次

| | |
|--------------|---|
| 1. 一部改定の趣旨 | 1 |
| 2. 一部改定のプロセス | 1 |
| 3. 一部改定の内容 | 2 |
| 4. 計画期間 | 4 |

1. 一部改定の趣旨

令和2年2月7日に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定を受け、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することに加えて、地域経済社会の発展に資する交通インフラを着実に整備していくことにより、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体が、公共交通事業者等と連携して、最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、地域の輸送資源を総動員する取り組みを推進することを目的に、第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画（以下、「市計画」という。）を令和2年9月に策定しました。

市計画策定以降、市街地での買い物、通勤通学、医療機関への通院などの利便性の向上を図るため、地域との交通拠点をつなぐ役割を果たしている「あい愛バス」について、令和2年10月にダイヤ改正を行い、路線再編成を行いました。

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）」の改正に合わせる形で、地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われたことに伴い、経過措置期間である令和6年事業年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）までに、市計画への補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性についての記載が必要となりました。

国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を継続的に受けるため、「あい愛バス」の現状路線での補助系統の地域公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性について記載します。

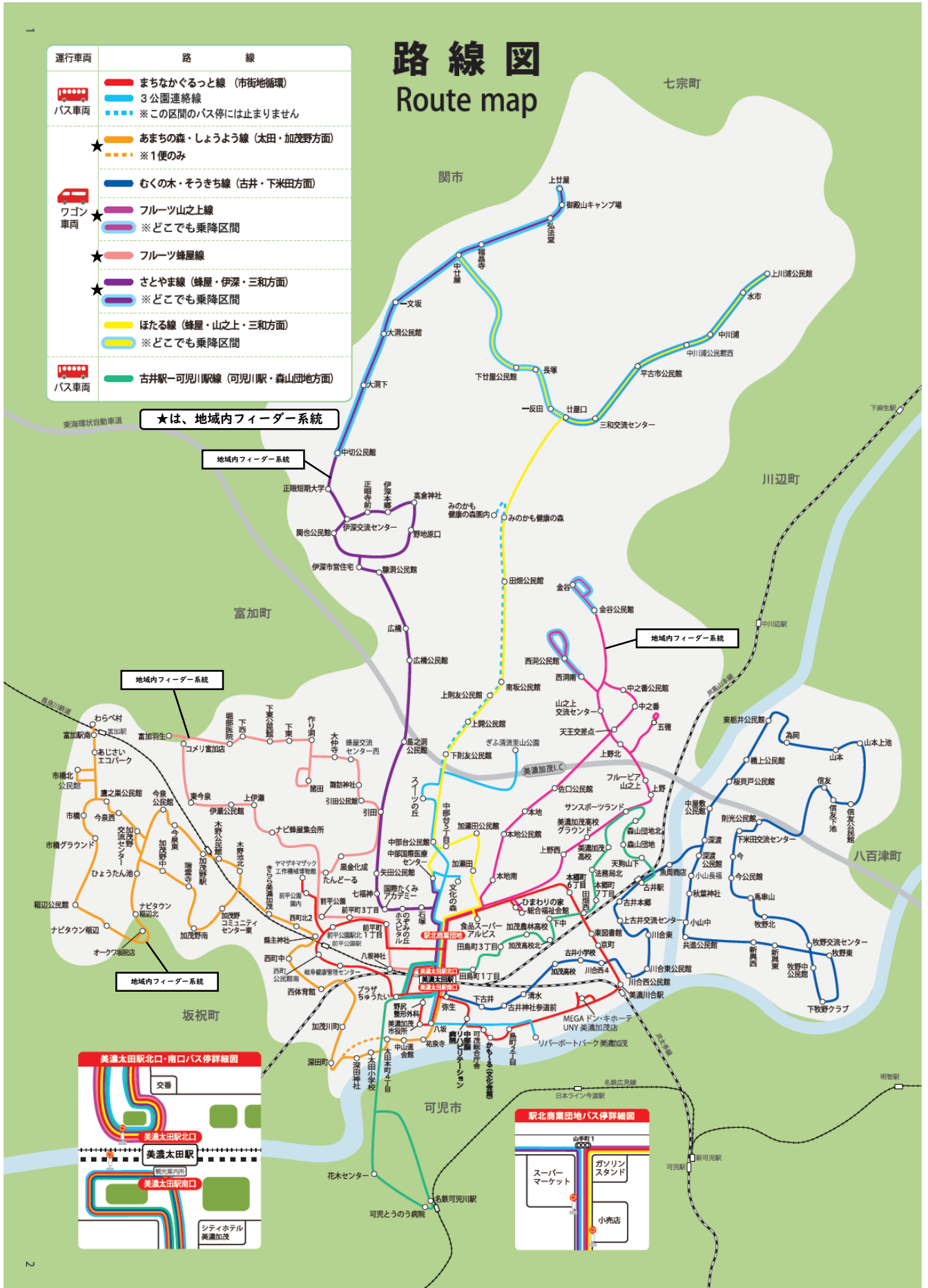
2. 一部改定のプロセス

市計画の策定、「地域公共交通確保維持改善事業」の計画認定申請（平成29年6月から）及び計画変更認定申請や補助金交付申請は、活性化再生法に基づく美濃加茂市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）での協議を経て行っています。

今回の市計画の一部改定についても、協議会での協議を経て策定します。

3. 改定の内容

(1) 「あい愛バス」の現状路線での補助系統の地域公共交通における位置付け



(2) 「地域公共交通確保維持改善事業」補助事業活用の必要性について

地域公共交通（地域内フィーダー系統）の確保維持に係る必要性

地域公共交通ネットワークを確保するためには、地域の特性にあった公共交通サービスを提供する必要があり、幹線であるJR高山本線の美濃太田駅で接続する以下のフィーダーバス路線の運行を確保・維持する必要がある。

★あまちの森・しょうよう線

（「美濃太田駅南口」で、鉄道駅「美濃太田駅（JR、長良川鉄道）」と接続）

市南西部に当たる太田・加茂野方面は、長良川鉄道の路線が通る部分があるものの、全ての地域に対応できておらず、他には自家用車と「あい愛バス」以外の交通手段がありません。主に買い物や通院時の移動手段として、地域特性や需要に見合った運行形態で、美濃太田駅や市街地と連絡する公共交通サービスを確保します。

★フルーツ山之上線

（「美濃太田駅北口」で、鉄道駅「美濃太田駅（JR、長良川鉄道）」と接続）

中心市街地北北東に位置する山之上方面は、自家用車と「あい愛バス」以外の交通手段がありません。主に買い物や通院時の移動手段として、地域特性や需要に見合った運行形態で、美濃太田駅や市街地と連絡する公共交通サービスを確保します。

★フルーツ蜂屋線

（「美濃太田駅北口」で、鉄道駅「美濃太田駅（JR、長良川鉄道）」と接続）

中心市街地北西に位置する蜂屋方面は、自家用車と「あい愛バス」以外の交通手段がありません。主に買い物や通院時の移動手段として、地域特性や需要に見合った運行形態で、美濃太田駅や市街地と連絡する公共交通サービスを確保します。

★さとやま線

（「美濃太田駅北口」で、鉄道駅「美濃太田駅（JR、長良川鉄道）」と接続）

中心市街地北に位置する伊深・三和方面は、自家用車と「あい愛バス」以外の交通手段がありません。主に買い物や通院時の移動手段として、地域特性や需要に見合った運行形態で、美濃太田駅や市街地と連絡する公共交通サービスを確保します。

※路線再編等によって、地域内フィーダー系統の対象路線が変更となる場合は、必要に応じて市計画の記載内容の見直しを行います。

4. 計画期間

市計画は、本市が目指す将来都市像を見据え、これを支える公共交通の計画を策定するため、関連計画である美濃加茂市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の計画期間との整合を図るものとするが、これら計画は概ね20年後の2040年の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後の2030年に中間見直しを行うとともに、概ね5年ごとに評価を行い、立地適正化計画に関する都市計画の見直し等を行うこととしていることから、当該地域公共交通網形成計画は2020年度～2025年度の6ケ年を計画期間としており、変更はしません。